

役員等報酬規程

社会福祉法人 神奈川やすらぎ会

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人神奈川やすらぎ会（以下「本会」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等及び評議員には、次の通り報酬を支給する。

日当 10,000円（源泉徴収後支給額）

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年 6月 21日から施行する。